

環境技術実証事業実施要領の見直し(案)

平成 28 年 3 月に予定される I S O の正式発行に向けて、既存の規格との整合性など、I S O の趣旨に合致しない点等については、国内対応の方向性を検討していく必要が生じている。

今般、「I S O ドラフトの規定のうち、事業実施要領上に記載せず、運用上の工夫として行っている事項」に関して、国内 E T V が I S O - E T V に準拠していると主張する際、何らかの根拠文書の提示を求められる可能性があるため、平成 27 年度事業実施要領の改定により規定化を行う。

表 I S O ドラフトの規定概要と H27 事業実施要領での対応 (案)

ドラフト規定概要	H27 事業実施要領における対応 (案)
<p>b) 実証試験結果報告書は、実証申請者によるレビューとコメントを受けるために、提出されなければならない。コメントは、適切であると考えられる場合、組み込むことができる。</p>	<p>「第 9 章 実証試験結果報告書の作成」において、実証申請者による確認プロセスを明記する。</p> <p><具体的な改定 (案)></p> <p>←数分野の実証試験要領で規定済の内容をもとに作成</p> <p>1. 実証機関は、<u>実証試験結果報告書の原案を策定し、記載ミス等について申請者確認を経た後</u>、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、実証試験結果報告書を取りまとめる。実証機関は実証運営機関に実証試験結果報告書を提出し、広報・普及啓発及び適正な環境保全効果等の表示の観点からの評価を受けた上で、環境省に報告し承認を得ることとする。実証試験結果報告書の承認に当たって、環境省は、実証機関に対し必要に応じ意見を述べることとする。また、実証試験結果報告書の作成の際には、実証試験要領に規定する実証試験結果報告書の内容・様式に従い、環境技術のユーザーの利便性向上に配慮するものとする。</p>
<p>a) 実証試験結果報告書全体の内容を纏めた短い文書を作成しなければならない。実証声明書には、最低限、次の事項を盛り込まなければならない。</p> <p>・・・</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内 E T V においては、広報資料が左記の「実証声明書」に該当する。 ・H27 事業実施要領において、「第 10 章 広報資料の作成」として、広報資料の定義・作成手続・公表について追記する。 ・広報資料の内容・様式については、既に分野別実証試験要領で規定されていることから、H27 事業実施要領上では特に言及しないこととする。

ドラフト規定概要	H27 事業実施要領における対応（案）
<p>b) 実証声明書は、実証申請者によるレビューとコメントを受けるために、提出されなければならない。コメントは、適切であると考えられる場合、組み込むことができる。</p>	<p>＜具体的な改定（案）＞</p> <p>第10章 広報資料の作成</p> <p><u>1. 実証機関は、実証試験結果報告書全体の内容をまとめた概要版を策定し、環境省の承認を得ることとする。この間の手続に関しては、第9章1. 及び2. を準用する。</u></p> <p><u>2. 環境省は、実証機関から提出された概要版を踏まえ、環境技術や、環境技術を使った環境製品の購入・導入を検討中のユーザーに対し、実証された技術や関連する技術分野を周知し、積極的な購入・導入を促すことを目的として、年度内に実証された技術（製品）について、その環境保全効果等を試験した結果の概要を示した広報資料を作成する。</u></p> <p><u>3. 環境省は、作成した広報資料について、次章の規定によりウェブサイトに公開する。</u></p>
<p>a) 実証声明書を公表しなければならない。</p>	
<p>実証申請者は、ユーザーに対し実証声明書を省略せずに使用できるようにするものとし、いかなる目的や使用条件においても実証声明書の一部のみを使用してはならない。</p>	<p>左記の点については、現段階では事業実施要領や分野別実証試験要領上での規定が設けられていない。これについては、1. 今後のISO-WGでの議論に伴い、ドラフトの規定が変更される可能性も考えられること、2. 実証申請者に直接影響を及ぼすものであり、一度規定を変更すると、短期間での再変更が困難と考えられることから、28年度以降の改定に向けた継続課題とする。</p>